

○大阪市立大学大学教育研究センター研究員会議規程

平成31年4月1日

規程第 402 号

(構成員)

第1条 大学教育研究センター研究員会議（以下「研究員会議」という。）は、大阪市立大学大学教育研究センター規程第4条及び第6条に定める所長（以下「所長」という。）、専任研究員及び兼任研究員をもって構成する。

(審議事項)

第2条 研究員会議は、次の事項を審議する。

- (1) 事業に関する事項
- (2) 科目等履修生に関する事項
- (3) 内規の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他センターにおける重要事項

(会議)

第3条 研究員会議は所長が招集し、その議長となる。ただし、議長に事故があるときは、副所長がその職務を代行する。

2 研究員会議は委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、内規の制定及び改廃その他議長が重要と判断する事項については3分の2以上の出席をもって成立する。

(施行細則)

第4条 研究員会議の議事の手続、運営その他の規程の施行について必要な事項は、研究員会議の審議を経て、所長がその意見を聴いたうえでこれを定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。